

伊予市新型コロナウイルス感染症拡大防止による 宿泊棟延期等協力金ご案内

伊予市では、県外からの宿泊予約者に予約の延期を依頼するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力いただいた宿泊事業者に対して、1施設当たり最大50万円の協力金を交付します。

交付要件等

以下の全てを満たす事業者の方が対象です。

- ① 市内において、旅館業法による許可を受けたホテル若しくは旅館等の施設又は宿泊事業法により届け出た施設（以下「対象施設」という。）を有すること。
- ② 令和2年5月1日時点で対象施設において開業していること。
- ③ 令和2年5月1日から令和2年5月31日の間に対象施設に宿泊する予定の県外からの利用者（以下「対象利用者」という。）に対し、対象施設からの申し出により、以下のとおり予約の延期など宿泊日の調整を行った場合（営業休止や営業規模の縮小などの理由で対象利用客に対しキャンセルを依頼した場合も含みます。）
- ④ 市税を完納していること。

【③における対象となる宿泊日の調整一覧】

当初宿泊予約日程	対象となる宿泊日の調整内容
5月1日から5月10日までの間	5月11日以降へ延期
5月11日から5月31日までの間	6月1日以降へ延期
5月1日から5月31日までの間	キャンセル

以下のいずれかに該当される方は、協力金の交付対象となりません。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業認可を受け営業している者

交付額

交付額は、県外からの宿泊予約客の予約の延期又はキャンセルの人数（人泊）1人泊につき10,000円とします。
交付対象となる1施設につき最大50人泊（交付上限額 計500,000円）までとします。

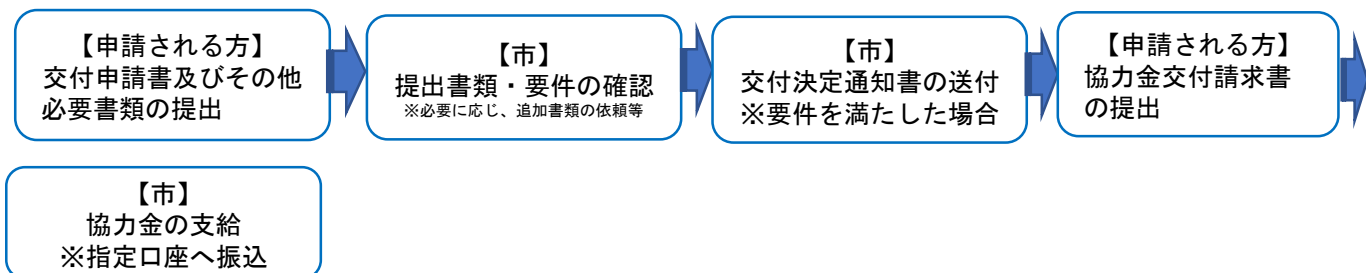
申請の方法

市のホームページから各様式をダウンロードし、必要事項を全て記入の上、その他必要な添付書類と併せて郵送又は伊予市経済雇用戦略課か両地域事務所に持参により提出してください。

申請の方法

- ・伊予市新型コロナウイルス感染症拡大防止による宿泊予約延期等協力金交付申請書（様式第1号）
- ・協力金積算根拠（別紙）
- ・許可（届出）確認書類（旅館業法の許可証又は住宅宿泊事業法第13条に規定する届出標識の写し）
- ・県外客が延期又はキャンセルしたことが確認できる書類（宿泊受付簿の帳簿の写し等）
※対象のお客様の「お名前」「居住する都道府県名」が記載された宿泊名簿等の書類に、「指定される日程以降への宿泊予約の延期」や「キャンセル」となったことと、その「当初予約日」がわかるように明記されたものを提出してください。
- ・申請に係る証拠書類は、後日内容の検査・確認する場合がありますので、5年間（令和8年3月末日まで）保存してください。
- ・完納証明書

申請から支給までの流れ



受付期間

令和2年7月20日から令和2年9月30日まで
郵送の場合は、令和2年9月30日消印有効

申請書類送付先

- ・ 郵送での申請を希望される場合は、下記宛先へ送付ください。

〒799-3193
愛媛県伊予市米湊820番地
伊予市経済雇用戦略課 宛

- ・ 簡易書留等、郵送の追跡可能な方法での送付を推奨します。

問合せ先

伊予市経済雇用戦略課
電話番号 089-982-1120

伊予市ホームページ（各様式をダウンロードすることができます。）